

議案第 66 号

田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和 2 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本市職員の給与に係る改定等の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

田川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(田川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 田川市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第11条の5第1項及び第3項中「勤務箇所」を「勤務場所」に改める。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の4第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第7項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条中「、第11条の2」を削る。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(給与等の調整)

第21条 任命権者は、任用の事情等を考慮して規則で定める職員の給与に関する事項について、この条例の規定によることが困難であると認める場合には、予算の範囲内において、市長と協議して定めることができる。

第2条 田川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第18条中「乗じたもの」の次に「から毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分(再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間)を乗じて得たものを減じたもの」を加える。

(田川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 田川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第5条を次のように改める。

第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「100分の162.5」と読み替えるものとする。

本則に次の1条を加える。

第6条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与の支給については、一般職の職員の例による。

第4条 田川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

（田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を、「勤勉手当」の次に「、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

（田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第6条 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条第1項中「第11条の3まで」を「第11条まで、第11条の3」に改め、同条第2項中「、第11条の2」を削り、同条第3項中「から第11条の3まで」を「、第11条、第11条の3」に改める。

第7条 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正）

第8条 田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例

第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 令和2年12月に支給する期末手当について第13条第2項の規定に基づき給与条例第17条第2項に規定する方法により算定する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

(田川市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 田川市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成22年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第10条 田川市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

(田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第3項中「勤務箇所」を「勤務場所」に改める。

第10条第2項中「田川市病院局職員就業規程(平成22年病院事業管理規程第6号)の規定に基づき」を「管理者が定めるところにより」に改める。

第19条中「(以下「会計年度任用職員」という。)」を削る。

第20条第1項中「、第6条第2項」を削り、同条第2項中「、第6条第2項」を削り、「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の田川市職員の給与に関する条例第20条の規定は、令和2年4月1日から適用する。